

6. その他

(2) 不作為の違法確認訴訟に関する調 (平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

ア 法第251条の7による不作為の違法確認訴訟に関するもの

① 都道府県分

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				講じた措置 (訴訟結果が確定した場合のみ記入)	国の担当 府省庁名	訴訟の係属 状況等
			是正の要求又は指示に関し審査申出をせず、かつ、是正要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じない(同条第1項第1号)	委員会が審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、是正の要求又は指示の取消しを求むる訴えの提起をせず、かつ、是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じない(同条第1項第2号イ)	委員会が審査の申出をした日から九十日を経過しても審査又は勧告が行われない場合において、是正の要求又は指示の取消しを求むる訴えの提起をせず、かつ、是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じない(同条第1項第2号ロ)	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴				
沖縄県	知事の公有水面埋立承認取消処分取消に対する不作為の違法確認訴訟	H28.7.22	○							○	(H28.9.23) 沖縄県は福岡高等裁判所那覇支部の判決に対し、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行った。 (H28.12.20) 最高裁判所は上告及び上告受理の申立てを棄却した。	国土交通省	H28.9.16 判決 福岡高等裁判所那覇支部は、国土交通大臣が行った是正の指示に沖縄県知事が従わないことは違法であると判断。
計		1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件				

② 市町村分 <該当なし>

イ 法第252条第1項による不作為の違法確認訴訟に関するもの <該当なし>

ウ 法第252条第3項による不作為の違法確認訴訟に関するもの
(ア) 第1号法定受託事務に関するもの <該当なし>

(イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>